

第 9 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和8年3月12日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 9 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和8年3月12日（木曜日）

午前9時58分開議

午後0時4閉会

本日の会議に付した事件

議案第46号 令和8年度熊本県一般会計予算

議案第48号 令和8年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第61号 令和8年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

議案第66号 令和8年度熊本県病院事業会計予算

議案第78号 熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第97号 権利の放棄について
閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①第2期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について

令和7年度厚生常任委員会における
取組の成果について

出席委員（8人）

委員長 岩本浩治

副委員長 荒川知章

委員 岩下栄一

委員 藤川隆夫

委員 内野幸喜

委員 岩田智子

委員 亀田英雄

委員 立山大二郎

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 下山 薫

医監 木脇 弘二

長寿社会局長 本田 敦美

子ども・

障がい福祉局長 清水 英伸

健康局長 篠田 誠

首席審議員

兼健康福祉政策課長 入田 秀喜

健康危機管理課長 弓掛 邦彦

高齢者支援課長 笠 新

認知症施策・

地域ケア推進課長 永野 千佳

社会福祉課長 富安 智詞

子ども未来課長 緒方 雅一

子ども家庭福祉課長 中村 寿克

首席審議員

兼障がい者支援課長 竹中 良

医療政策課長 神西 良三

国保・高齢者医療課長 黒瀬 琢也

健康づくり推進課長 堤 茂

薬務衛生課長 飯野 彬

病院局

病院事業管理者

職務代理者 楢本 亮太

総務経営課長 米田 健人

事務局職員出席者

議事課主事 井 島 美 幸
政務調査課主幹 内 布 志保美

午前9時58分開議

○岩本浩治委員長

ただいまから第9回厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託されております議案を議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行っていただきたいと思います。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、下山健康福祉部長。

○下山健康福祉部長 健康福祉部関係の議案等の概要について御説明をいたします。

予算案議案のほうのこちらの資料のめくって1ページに、総額を記しております。こちらのほうも御説明いたします。

まず、予算関係ですが、議案第46号、令和8年度熊本県一般会計予算では、総額1,710億5,400万円余を計上しております。

編成に当たっての基本方針ですが、まず、災害からの復旧・復興や、くまもと新時代共創総合戦略に基づきまして、こどもまんなか熊本の実現、それから、人生100年時代の充実に向けた医療、福祉、介護サービスの提供体制の確保、3つ目に、地域共生社会の実現に向けた施策等の推進に必要な予算を計上しているところでございます。

その主な内容ですが、まず、災害からの復旧・復興に係る取組です。

熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨における被災者支援として、自宅再建に係る利子助成など、被災者それぞれの意向

に沿った住まいの再建支援を最後のお一人まで継続するとともに、災害ボランティアセンターの運営体制や災害時の医薬品供給体制の強化など、いわゆる災害対応に加えまして、平時の体制整備も含めまして、防災・減災の取組を実施してまいります。

次に、こどもまんなか熊本の実現に向けた取組です。

子供、若者への支援として、性や健康、妊娠に関する正しい知識の普及啓発やSNS等を活用した相談体制の整備を行うとともに、若者が自分の人生に向き合い、未来を考える機会を提供する取組を推進してまいります。

また、生活保護受給世帯等の子供の進学支援や児童養護施設等におけるこども家庭ソーシャルワーカーの配置促進など、あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援を実施してまいります。

次に、人生100年時代の充実に向けた医療・福祉・介護サービスの提供体制確保に係る取組です。

僻地の医療提供体制の確保に向けた取組を強化するとともに、介護予防の推進のため、地域課題の分析や施策立案等のDX化に取り組む市町村を支援してまいります。

次に、地域共生社会の実現に向けた取組です。

3月6日からミラノ・コルティナ冬季パラリンピックが現在開催されておまして、障害スポーツに関する県民、国民の意識も現在高まっているところでありますが、このような動きも踏まえまして、県内外で活躍するパラアスリート等と連携し、スポーツ、そして芸術、文化活動等を通した障害者の社会参加を促進するとともに、障害がある方だけでなくその御家族も含めて、一体的に支援を行うためのファミリープランの作成に向けたモデル事業などを実施してまいります。

続きまして、議案第48号、令和8年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算につき

ましては、独り親家庭等を対象とした各種貸付金等として、総額9,600万円余を計上しております。

さらに、議案第61号、令和8年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算につきましては、市町村への交付金や関係機関への納付金、拠出金など、総額1,738億2,500万円余を計上しております。

以上、特別会計を含めた健康福祉部の令和8年度の当初予算総額は3,449億7,700万円余となります。

次に、条例関係につきましては、議案第78号、熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について外6議案を提案しております。

このほか、その他報告事項といたしまして、今年度策定予定の第2期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画について、関係団体からの意見を踏まえた修正点等について御報告をさせていただきます。

詳細につきましては関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 引き続き担当課長から議案第46号の説明をお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料2ページをお願いいたします。

令和8年度当初予算関係について、主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

右側説明欄をお願いいたします。

1、職員給与費は、現時点で見込まれます職員数や給与額等を基にして計上しております。この後、各課の説明欄に職員給与と記載しているものにつきましては同様の趣旨でございますので、以降の説明は省略させていただきます。

続きまして、2、民生委員費は、民生委

員・児童委員の活動等に要する経費を計上しております。

4の地域福祉振興費ですが、次の3ページを御覧いただきたいと思います。

(3)地域の縁がわづくり推進・支援事業は、地域の縁がわの普及と活動充実を図るための相談窓口設置等に要する経費を計上しております。

その下、(4)地域福祉総合支援事業は、地域の縁がわ等の地域福祉活動を行う団体への助成等に要する経費です。

その下の次の(6)地域共生社会推進事業は、市町村の努力義務とされております包括的支援体制の整備に要する経費を計上しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

(7)災害ボランティアセンター支援事業は、センターの設置運営に係る研修のほか、平時からの災害への備えとして、ボランティア事前登録制度の整備に要する経費を計上しております。

(8)地域の人づくり推進・支援事業は、地域福祉を担う人材を育成するための経費です。

5の社会福祉諸費ですが、次の5ページを御覧いただきたいと思います。

そちらの(4)住まいの再建支援事業は、住まいの再建に向けて県が実施している自宅再建の利子助成等の支援に要する経費を計上しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

7、やさしいまちづくり事業費は、ハートフルパスやヘルプマークの普及等、やさしいまちづくりの推進に要する経費を計上しております。

次、7ページをお願いいたします。

上段の災害救助費でございます。こちらにつきましては、前年度との比較の欄で御覧い

ただきたいと思うのですが、こちらを御覧のとおり、令和7年8月豪雨に係る応急仮設住宅等の供与等により大幅な増額となっております。

続きまして、ページ飛びまして、10ページをお願いいたします。

こちらの元金につきましては、災害援護資金国庫貸付金の返済に係る貸付元金の国への償還金を計上しております。

健康福祉政策課は以上です。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

11ページをお願いいたします。主なものについて御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

一番右、説明欄3の肝炎対策事業でございますが、これは、B型及びC型肝炎の患者の方の治療に伴う医療費の助成や肝炎ウイルス検査などに要する経費です。

次に、下段の結核対策費でございます。

説明欄1の結核患者医療費でございますが、これは、感染症法に基づき、入院勧告を行った際の医療費などに要する経費です。

12ページをお願いいたします。

下段の予防費でございます。

説明欄の1の(2)の感染症指定医療機関運営指導費ですが、これは、感染症病床を確保する医療機関に対する運営費等に要する経費です。

13ページをお願いいたします。

(3)の新型インフルエンザ対策費でございますが、これは、国の方針に従って行う備蓄薬の購入と保管等に要する経費です。

次の(4)の新型コロナウイルス感染症医療費助成事業でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費の月遅れ請求等に要する経費です。

14ページをお願いいたします。

下段の食品衛生指導費でございます。

説明欄1の(1)の食品営業監視事業でございますが、これは、食品営業施設の許可や監視指導、国際的な衛生基準であるHACCPの導入推進等に要する経費です。

15ページをお願いいたします。

2の(1)の食品検査指導事業でございますが、これは、県内に流通する食品の安全を確保するため、違反食品を流通から排除するとともに、違反の原因究明及び再発防止対策に要する経費です。

16ページをお願いいたします。

3の(2)の公衆衛生獣医師確保育成事業でございますが、これは、獣医師職員の確保及び職員が行う研究の支援に要する経費です。

17ページをお願いいたします。

説明欄の(5)の対米等輸出食肉検査事業でございますが、これは、輸出に対応した食肉検査体制の整備に要する経費です。

次に、下段の環境整備費でございます。

説明欄1の動物愛護管理事業でございますが、これは、アニマルフレンズ熊本及び各保健所における犬、猫の飼養管理、譲渡等の動物愛護業務の委託に要する経費です。

次の2の動物愛護推進事業でございますが、これは、アニマルフレンズ熊本における動物愛護の啓発や、保護犬、猫の譲渡促進、避妊、去勢手術のほか、熊本市東区にある動物愛護センター別館の改修等に要する経費です。

健康危機管理課は以上でございます。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料18ページをお願いいたします。

当初予算関係について、主なものを御説明いたします。

上段、社会福祉総務費の説明欄1、社会福祉諸費、(2)介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(経済対策分)は、介護福祉士の資格取得に向けた修学資金等の貸付けを行う県社会

福祉協議会に対して貸付原資を助成するものです。

下段の老人福祉費、説明欄2、高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業は、軽費老人ホームが利用料の一部を減免した場合に、その減免した費用に対して助成をするものです。

続きまして、19ページをお願いいたします。

説明欄3、高齢者福祉対策費の(1)施設開設準備経費助成特別対策事業は、介護施設等の開設に必要な準備経費、例えば、開設前の職員の雇い上げ経費や職員の募集経費、広報のための経費等について助成をするものです。

(3)介護現場の勤務環境改善支援事業(経済対策分)は、介護施設等が介護現場の勤務環境改善に向けて行う介護テクノロジーの導入に対し、国の経済対策を活用して支援するものです。

おめくりいただきまして、20ページをお願いいたします。

説明欄4、介護保険対策費の(2)介護人材確保対策推進事業は、事業者団体が実施する介護人材の確保、定着、育成等の取組について支援を行うものです。

21ページをお願いいたします。

老人福祉施設費、説明欄1、老人福祉施設整備費の(1)介護基盤緊急整備等事業及び(2)介護施設等における簡易陰圧装置、換気設備支援事業は、いずれも地域医療介護総合確保基金を活用する事業で、地域密着型の介護施設等の整備や介護施設における簡易陰圧装置の設置など、ゾーニング環境の整備等に対して助成をするものです。

高齢者支援課は以上でございます。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

資料の22ページをお願いします。

まず、老人福祉費ですが、主な事業を御説明します。

説明欄の2、高齢者福祉対策費のうち、(1)認知症診療・相談体制強化事業は、県が指定する11か所の認知症疾患医療センター等における認知症に係る医療体制や関係機関との連携体制、認知症の早期発見と相談体制の強化に要する経費です。

資料23ページをお願いします。

(3)権利擁護人材育成事業は、成年後見制度の利用を促進するための研修や権利擁護人材の育成等に要する経費について、市町村に助成するものです。

(4)訪問看護推進事業は、小規模な訪問看護ステーションが新たに看護師を採用したり、人材育成に取り組む場合の運営経費等の助成のほか、訪問看護総合支援センターによる経営支援、各種研修、人材確保等の取組に要する経費について助成するものです。

1ページ飛びまして、資料25ページをお願いします。

一番下の(9)介護予防DX推進事業は、新規事業となります。医療や介護の専門職人材が不足する中、専門職は、介護給付や短期集中型の介護予防を担い、軽度者の介護予防や日常生活支援には、企業や団体、住民等の多様な主体のサービスを利用する見直しが市町村において必要となっています。その際の課題分析や支援を行う県の施策立案に民間事業所の知見やデータ分析のノウハウを活用する事業の経費となります。

資料26ページをお願いします。

3、介護保険対策費の主な事業について。

(1)介護給付費県負担金交付事業、(2)地域支援事業交付金交付事業、それから、(3)第1号保険料県負担金交付事業は、いずれも介護保険法に基づく市町村に対する法定の負担金、交付金です。

次に、資料27ページの下段の公衆衛生総務費ですが、1、保健医療推進対策費の在宅医

療連携推進事業は、在宅医療を担う医療、介護等の関係機関の連携体制構築に要する経費です。

28ページをお願いします。

医療費ですが、1、歯科行政費の在宅歯科医療機能強化事業は、県歯科医師会、在宅歯科医療連携室が行う訪問歯科診療の調整や人材育成、歯科診療所が行う訪問歯科診療器材購入に要する経費について助成するものです。

認知症施策・地域ケア推進課は以上です。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

当初予算について、主なものを説明します。

説明資料の29ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費の右側説明欄2、生活福祉資金貸付事業費についてですが、県社会福祉協議会が行います生活福祉資金の貸付事務経費について助成するものでございます。

その下の3の(2)の日常生活自立支援事業は、県社会福祉協議会が行います認知症高齢者など、判断能力が十分でない方に対する福祉サービスの利用援助等に要する経費について助成するものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

右側説明欄5の(2)小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業ですが、複数の小規模法人等がネットワークを構築して行います地域貢献や人材確保を目的とした法人連携の取組に対して助成するものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

右側説明欄2の(1)は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定等に要する経費でございます。

その下の(2)、(3)は、県内町村で生活されており中国残留邦人に支給される支援給

付金などでございます。

次に、32ページをお願いいたします。

右側説明欄1の(2)の生活困窮者総合相談支援事業は、生活困窮者に対する相談支援窓口の設置や就労支援など、包括的な支援に要する経費でございます。

その下の(3)生活困窮者自立支援プラン推進事業は、生活困窮者に対する家計改善の助言や子供の学習生活などを支援するための経費でございます。

1つ飛ばしまして、(5)生活保護システム運営費は、生活保護システムについて法律に基づきまして標準仕様のシステムへ移行するとともに、その運営に関する予算を計上しております。

その下の(6)生活保護受給世帯等のこどもの進学支援事業は、生活保護受給世帯の子供の大学等進学率が低いことや進学支援の現状を踏まえまして、進学支援を行うケースワーカー等の研修強化に取り組むとともに、新たに大学等受験料、模試費用の補助を行うものでございます。こども家庭庁の補助金を活用しまして、生活保護受給世帯等の中学3年生、高校3年生を対象としております。

次に、33ページをお願いいたします。

下段の扶助費につきまして、生活保護受給者の生活扶助や医療扶助等に要する経費でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

精神保健費につきましては、ひきこもり地域支援センターの運営等に要する経費でございます。

社会福祉課の説明は以上でございます。

○緒方子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料35ページをお願いいたします。

下段の児童福祉総務費の説明欄2、児童健全育成費、(1)多子世帯子育て支援事業は、市町村が保育料等の軽減または無料化を実施

する際、県がその一部を助成するための経費でございます。

その下、(2)児童健全育成事業(運営費)は、市町村が実施する放課後児童クラブの運営費等に係る経費について助成するものでございます。

36ページをお願いいたします。

(3)の放課後児童クラブ施設整備事業は、7市町が予定しております放課後児童クラブの整備について助成するものでございます。

(4)子育て支援強化事業費補助金は、市町村が実施する地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の経費に対して助成するものでございます。

(6)地域少子化対策重点推進事業は、市町村が実施する婚活支援や妊婦体験講座等、結婚・妊娠・出産等の支援に要する経費について助成するものでございます。

(7)結婚・妊娠・子育て支援プログラム事業は、結婚に伴う新生活のスタートアップ費用として、年齢等により、60万円もしくは30万円を助成するものでございます。

次のページをお願いいたします。

(8)新規事業になりますが、ライフデザイン推進事業は、価値観が多様化し、様々な選択肢がある中で、就職や結婚、子育てを含めた自身の人生と向き合い、ライフデザインを考える機会を提供する事業に要する経費でございます。

(10)「こどもまんなか熊本」情報発信事業につきましましては新規事業になりますが、これまで子育て支援などの情報が、ホームページ等幾つかに分かれて提供している状態だったものをリニューアルして、一元管理することで、子ども・子育て施策を効果的に情報発信するための経費でございます。

38ページをお願いいたします。

4の保育士等確保対策費、保育士人材確保事業は、保育士、保育補助者の雇い上げですとか保育支援者の雇い上げ、または、SNS

を活用して保育の魅力を発信する事業等に要する経費でございます。

その下、児童措置費、説明欄1、児童扶養費、子どものための教育・保育給付費は、市町村が保育園、幼稚園を運営するための公定価格に基づく給付費の県負担分でございます。

次のページをお願いいたします。

2、市町村保育施設運営費補助、(1)特別保育総合推進事業は、延長保育等に要する経費について市町村へ助成するものでございます。

(2)病児・病後児保育総合推進事業は、市町村が行う病児・病後児保育事業の運営費及び施設整備に要する経費について助成するものでございます。

4、施設職員退職共済費は、保育職員の退職手当の支給に要する経費について助成するものでございます。

40ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費、説明欄3の母子衛生費、(1)先天性代謝異常等検査は、先天性代謝異常等の新生児を新生児のうちに発見し、早期に適切な治療につなげるために、KMパイオロジクスへ委託して検査を実施するための費用でございます。

(2)妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業は、遠方の分娩取扱施設への分娩や妊婦健診等を受ける場合の交通費や宿泊費を助成する市町村に対して補助をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

5、母子保健対策費、産後ケア事業は、出産後1年以内の母子にデイサービス等で心身のケアを行い、産後も安心して子育てできる環境を整える事業を実施する市町村へ助成するものでございます。

6、母子医療対策費、(1)小児慢性特定疾病対策事業は、小児慢性特定疾病に罹患している児童について医療費の助成を行うもので

ございます。

(2) 少子化対策総合交付金事業は、市町村が実施する出会いの創出事業や不妊治療等に対して助成するものでございます。

42ページをお願いいたします。

(3) 性と健康の相談事業は、新規事業でございますが、性と健康に関する情報をSNS等で発信し啓発するとともに、相談等を実施する事業等に要する経費でございます。

7、子ども医療費、子ども医療費助成事業は、入院は中学3年生まで、通院は就学前までの医療費の自己負担分を助成した市町村へ補助するものでございます。

次のページをお願いいたします。

私学振興費、説明欄1、私学振興助成費、(1) 私立幼稚園特別支援教育経費補助は、障害児を受け入れている私立幼稚園等へのその運営に係る経費を助成するものでございます。

(2) 教育支援体制整備事業は、認定こども園の設置促進のため、認定こども園等の環境整備や研究支援等に要する経費について助成するものでございます。

(3) 私立幼稚園経常費助成費補助は、私立幼稚園の運営に必要な経常的経費について助成するものでございます。

子ども未来課からは以上でございます。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

44ページをお願いいたします。主なものを御説明いたします。

下段、社会福祉施設費は、女性の一時保護や、小中学生等へのDV未然防止教育に係る経費でございます。

説明欄1、女性相談センター費、(3) 困難な問題を抱える女性等支援連携強化事業は、様々な事情により困難な問題を抱える女性等への自立支援に要する経費でございます。

45ページをお願いいたします。

児童福祉総務費の説明欄3、児童健全育成費は、市町村による子供と家庭への支援に係る事業に対する助成の経費等でございます。

説明欄(1) こんにちは赤ちゃん事業費等補助事業は、市町村が行う乳児全戸訪問等に要する経費でございます。

46ページをお願いいたします。

説明欄、(5) 子育て家庭支援事業は、児童虐待等の未然防止のため、子育て家庭に対して養育支援等を行う市町村への助成です。

47ページをお願いいたします。

児童措置費は、児童の措置や母子の保護、児童手当に要する経費です。昨年度より2億2,000万円増額となっておりますが、説明欄1、(1)の児童養護施設等及び里親委託に係る措置費につきまして、物価高騰や人件費の上昇を踏まえ、国の単価が改正されたことによるものでございます。

48ページをお願いいたします。

説明欄3、児童手当費は、市町村が支給する児童手当に対する交付金です。

下段の母子福祉費は、主に独り親家庭への支援に係る経費です。

説明欄1、(2) ひとり親家庭等支援事業は、独り親への就業相談や就業のための資格取得等に要する経費です。

49ページをお願いいたします。

(4) こどもの居場所づくり支援事業は、子ども食堂や地域の学習教室など、子供が気軽に集える居場所づくりに要する経費です。

説明欄3、児童扶養手当支給事業費は、独り親世帯等に対する児童扶養手当の支給に要する経費で、県は町村にお住まいの方の分を支給しています。

50ページをお願いいたします。

4のひとり親家庭等医療費は、市町村が実施する独り親家庭に係る医療費助成等に対する県の助成です。

51ページをお願いいたします。

2、児童福祉施設整備費は、主に児童養護

施設等の整備や運営支援などに係る経費です。

説明欄2、(2)清水が丘学園整備事業は、令和11年度に事業完了を見込んでおり、新年度は、管理学習棟の整備等を予定しております。

52ページをお願いいたします。

説明欄、(4)児童家庭支援センター事業は、地域において児童相談対応を行い、児童相談所の機能を補完する一方、市町村を支援する役割も担っている県下に7か所ある児童家庭支援センターの運営に要する経費です。

(6)熊本県CPT形成支援事業は新規事業で、医療機関の連携による児童虐待対応組織の形成に対する助成です。

53ページをお願いいたします。

説明欄5、(3)こども・子育て支援人材確保・育成事業は新規事業で、児童養護施設等における職員の人材確保と、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に対する助成です。

54ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

条例に基づきまして、母子家庭等の児童の身元保証契約に伴う損害賠償を担保するための債務設定をお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課は以上です。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

55ページをお願いします。主なものを御説明いたします。

まず、障害者福祉費です。

説明欄の1、障がい者扶助費の(3)障害福祉サービス費等負担事業は、市町村が行う障害福祉サービス利用に係る費用について、その4分の1を県が負担するものであります。

次に、2の障がい者福祉諸費ですが、56ページをお願いいたします。

この説明欄、(2)高次脳機能障害支援普及

事業は、高次脳機能障害者の相談支援等を行う高次脳機能障害支援センターの運営の経費として従前からございましたが、国で12月に成立した高次脳機能障害児者支援法も踏まえまして、新たに支援者養成、研修に要する経費の追加をお願いするものであります。

次の(3)障がい者相談支援体制整備事業は、障害者に対する相談支援体制の充実のための協議の場の設置などの経費として、従前からございましたが、環境省の補助金を活用して、新たに水俣・芦北地域の相談支援体制強化に要する経費を追加をお願いするものであります。

(4)のパラスリット等と連携した共生社会創造事業は新規事業でありまして、これまで県庁が主体となって各種イベントにパラスリットなどと呼んで講演等を行ってきたところ、今後は、県内各地でそうした動きが広がるように、講演会や体験会にパラスリットや障害のある芸術家などを招聘する民間団体等に対する助成などを行う経費であります。

57ページをお願いします。

この(5)のファミリープラン作成モデル事業も新規事業でありまして、これまで個人単位の支援と地域全体での支援を中心に支援が行われてきたところ、中間のほう、家族単位の御支援も重要との指摘も踏まえまして、障害児当事者とその家族の望む生活を支援するため、事業所が行うファミリープラン作成に係る取組に助成を行うものであります。

3の障がい者福祉施設整備費ですが、社会福祉法人等が行う障がい者福祉施設の改築、改修等への助成であります。

58ページをお願いします。

説明欄5、重度心身障がい者医療費ですが、市町村が行う重度心身障害児者への医療費助成に対して一部助成を行うものであります。

59ページをお願いします。

説明欄8、知的障害者更生相談所費の療育手帳出張判定事業は、申請者の利便性向上などのため、県内全域における療育手帳出張判定の実施に要する経費であり、今年度から行っているもので、3番目の児童措置費の説明欄1、児童扶助費の障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業は、障害児の施設入所、通所支援に係る県の負担金であります。

1ページ飛びまして、61ページをお願いします。

精神保健費の説明欄1、精神保健費であります。

(3)自殺予防等対策推進事業は、自殺予防のための相談支援のほか、昨年6月補正でお認めいただいた自殺危機対応チームについて、さらに対応を強化する経費をお願いするものであります。

(4)地域包括ケアシステム構築推進事業ですが、精神科病院の入院者の権利擁護のため、精神保健福祉士やピアサポーターなどの外部の方が入院者訪問支援を行う経費等であります。

障がい者支援課は以上です。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

63ページをお願いします。主な事業について御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費ですが、説明欄1、保健医療推進対策費の(3)医療施設等施設・設備整備費は、医療機関が機能拡充を図るために行う施設設備整備費に対する助成です。

(4)医師確保総合対策事業は、医師修学資金の貸与など、医師不足地域の医師確保対策等に要する経費です。

64ページをお願いします。

一番下の(8)ヘリ救急医療搬送体制推進事業は、熊本赤十字病院が行うドクターヘリの運営に要する経費等についての助成です。

65ページをお願いします。

一番下の(11)病床機能分化・連携推進事業は、地域医療構想に基づき、医療機関等が行う病床機能の再編のための計画策定や、施設整備並びに調査研究に要する経費についての助成です。

66ページをお願いします。

真ん中の(13)産科医・新生児科医等確保事業は、医療機関が支給する分娩手当及び熊本大学病院に寄附講座を設ける経費並びに県外から産科医等を誘致する際の経費等への助成です。

67ページをお願いします。

説明欄2の母子医療対策費の周産期医療対策事業は、周産期医療協議会の開催経費や周産期母子医療センターの運営費及び熊本大学等が行う周産期医療連携体制の強化に要する経費に対する助成です。

3の地域医療介護総合確保基金積立金は、当該基金を活用する各課の事業の実施に必要な額及び基金の運用益を積み立てるものです。

68ページをお願いします。

中段の医務費ですが、説明欄の2、へき地医療対策費は、僻地診療所及び僻地医療拠点病院を対象に、(1)は運営費に対する助成、(2)は施設及び設備整備に要する経費に対する助成です。

69ページをお願いします。

保健師等指導管理費ですが、説明欄1の看護行政費の(2)看護師等養成所運営費補助事業は、看護師等養成所の運営経費に対する助成です。

70ページをお願いします。

上段、(2)の看護学生の県内定着促進事業は、看護師等修学資金の貸与など、県内定着に要する経費です。

(3)医療従事者勤務環境改善推進事業は、医療機関が行う病院内保育所の運営費及び勤務環境改善に資する施設・設備整備費に対する助成です。

71ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

医師修学資金貸付ですが、熊本大学医学部の地域枠の学生卒業までの6年間、入学金や授業料のほか、生活費相当額を貸与するものです。今回の債務負担行為の設定では、令和8年度の入学予定者8名に係る2年生から6年生までの間の授業料及び生活費相当額について、各年度の貸与金を計上しています。

医療政策課からの説明は以上です。

○黒瀬国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

72ページをお願いいたします。

上段の国民健康保険指導費の主な事業について御説明いたします。

説明欄3の国民健康保険制度安定化対策費の国民健康保険保険基盤安定等負担金ですが、これは、市町村が低所得世帯に対して行う保険料の軽減等に要する費用の一部を県が負担するものでございます。対象者の減により前年度より減額となっております。

続きまして、下段の公衆衛生総務費の主な事業について御説明いたします。

73ページをお願いいたします。

説明欄2の後期高齢者医療対策費については、後期高齢者医療制度に関する県の法定負担金を計上しております。

(1)は医療給付について、(2)は高額医療費の軽減について、(3)は低所得者等の保険料軽減について、それぞれ後期高齢者医療広域連合に負担金を交付するものです。後期高齢者医療の被保険者数が増加することなどに伴い、前年度より予算額が増額となっております。

続きまして、74ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、国民健康保険法に基づく県の法定負担金として、一般会計から国民健康保険事業

特別会計へ所要額を繰り出すものです。被保険者数の減少による保険給付費の減に伴い、前年度より減額となっております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料75ページをお願いいたします。主なものを説明いたします。

公衆衛生総務費の右側の説明欄を御覧ください。

2の健康づくり推進費の主な事業としまして、(3)歯科保健推進事業は、市町村への指導助言や人材育成等を行う熊本県口腔保健支援センターの設置運営や、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に要する経費でございます。

76ページをお願いいたします。

(6)の健康増進計画推進事業は、くまもと21ヘルスプランに基づく啓発事業など、県民の健康づくり運動等の推進に要する経費でございます。

77ページをお願いいたします。

(8)糖尿病発症・重症化予防対策支援事業は、熊本大学病院にコーディネーターとなる医師を配置し、医療スタッフの養成や、二次医療圏ごとの保健医療連携体制の整備に要する経費について助成するものでございます。

78ページをお願いいたします。

(12)人生100年時代を見据えたがん患者支援事業は、がん患者の治療と社会生活の両立を支援するためのアピアランスケア用品の購入や、40歳未満のいわゆるAYA世代と言われる若年がん患者の在宅療養を補助する市町村に対する助成のほか、妊娠の可能性を温存するための治療費の助成等に要する経費でございます。

(13)県民の健康を支える食育推進事業は、子供の頃からの減塩対策など、県民の健康的な食生活や食育の実践に向けた支援、糖尿病

等の生活習慣病の要因でございます塩分過多や野菜不足の解決に向けた自然に健康になる食環境整備に要する経費でございます。

79ページをお願いいたします。

(14)地域みんなで支えるこどもの歯の健康づくり事業は、小中学校等におけるフッ化物洗口につきまして、使用する薬剤を顆粒タイプから溶液タイプへ転換することや、地域ボランティア等の参画を促すことで教育現場等の安全確保、負担軽減を図り、持続可能な実施体制の構築を進めるなど、虫歯予防対策に取り組む市町村への助成等でございます。

次に、80ページをお願いいたします。

5の原爆被爆者特別措置費は、放射能の影響で病気等の状態にある原爆被爆者の方に対し、健康手当など各種手当の支給を行うものでございます。

6の難病対策費でございます。

(1)の指定難病医療費は、難病法に基づく医療費の公費負担でございます。

次に、81ページをお願いいたします。

上段、予防費につきまして、右側の説明欄1のハンセン病事業費は、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発や、熊本県ハンセン病問題相談・支援センターの設置運営に要する経費でございます。

続いて、下段の医務費でございますが、右側の説明欄1の歯科行政費の歯科医療確保対策事業は、県歯科医師会が行います障害児者の歯科診療及び歯科衛生士等の確保、定着に要する経費等について助成するものでございます。

続いて、82ページをお願いします。

国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、市町村が実施する特定健診の実施等に必要な経費につきまして、国保特別会計へ繰り出しするものでございます。

健康づくり推進課は以上でございます。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございま

す。

説明資料の83ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

上段の公衆衛生総務費の右側説明欄1、保健医療推進対策費、(1)移植医療推進普及啓発事業は、臓器移植コーディネーターの設置及び普及啓発等に要する経費でございます。

(2)臓器移植院内コーディネーター連携構築事業は、県内医療機関における臓器移植院内コーディネーターの養成に要する経費でございます。

次に、下段の生活衛生指導費、右側説明欄1、生活衛生対策費、(1)生活衛生環境確保対策事業は、理容所、美容所、旅館等の生活衛生関係営業施設の開設許可、営業、衛生水準の維持管理の状況の確保及び監視指導に要する経費でございます。

84ページをお願いいたします。

説明欄2、生活衛生営業指導費は、生活衛生営業指導センターに対する運営費及び同センターが行う衛生管理に係る知識の習得など、生活衛生営業振興事業等に要する経費につきまして助成するものでございます。

資料の85ページをお願いいたします。

薬務費、右側説明欄2、薬務行政費、(1)薬事許認可事業は、薬局、医薬品販売業者等の許認可事務等に要する経費でございます。

(2)薬物乱用防止事業は、各種薬物乱用防止の啓発及び子供や若者を中心とする薬物問題に係る相談支援体制の強化に要する経費でございます。

(3)麻薬取締費は、麻薬・向精神薬取扱者、大麻草栽培者等に係る免許事務及び法改正に伴う検査体制の構築など、監視指導等に要する経費でございます。

86ページをお願いします。

説明欄、(5)かかりつけ薬剤師・薬局機能強化及び普及啓発事業は、かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化に要する経費の助成及び薬剤師の確保等の対策等に要する経費でござ

います。

(6)災害時医薬品供給体制強化・地域連携強化事業は新規事業でございまして、昨年度養成した災害薬事コーディネーターの資質向上研修及び地域連携体制の構築等に要する経費でございます。

薬務衛生課の説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 次に、議案第48号の説明をお願いします。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

87ページをお願いいたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計予算でございます。

この貸付金は、独り親家庭等に対し、子供の修学資金や生活資金等の各種貸付けを行うものでございます。

説明欄1の貸付金といたしまして、近年の貸付実績を踏まえまして、9,610万円余を計上しております。

88ページをお願いいたします。

特別会計の債務負担行為の設定です。

複数年度にわたる貸付けがございますので、令和9年度以降の債務設定をお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課は以上です。

○岩本浩治委員長 次に、議案第61号の説明をお願いします。

○黒瀬国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の89ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございます。主な事業について御説明いたします。

まず、1の国民健康保険保険給付費等交付金ですが、これは、国民健康保険事業として市町村が保険給付の実施に要する費用等につ

いて、県から市町村へ交付する交付金です。

続きまして、2の社会保険診療報酬支払基金納付金は、後期高齢者支援金や子ども子育て支援金をはじめとする支払基金に対する納付金等になります。

国民健康保険事業特別会計の予算規模は、被保険者数等の減少のため、前年度より大幅に減少となっております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

続いて、91ページをお願いいたします。

同じく、熊本県国民健康保険事業特別会計でございます。

右側の説明欄を御覧ください。

1の健康づくり推進費の国保ヘルスアップ支援事業は、糖尿病予防に関する経費や医療費適正化に向けた取組などに要する経費でございます。

健康づくり推進課の説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 次に、議案第78号の説明をお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

条例関係の説明資料の1ページをお願いいたします。

議案第78号、熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、3ページの概要を用いて、少し参考情報を交えながら御説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

まず、条例改正の趣旨でございますが、全庁的に進められております各施設の使用料見直しの動きに合わせたものでございます。

中央区南千反畑町にあります熊本県総合福祉センターの会議室使用料の積算方法の見直しに伴い、関係規定を整備するものでございます。具体的には、広さの異なる5種類の会議室ごとに、午前、午後、終日の3つの区分で料金設定をしており、今回はその全ての料金を改定いたします。

なお、この見直しによる影響を確認するため、前年度の利用件数を基に試算を行いましたところ、年間総額で約2万円の増であり、施設の目的である福祉的、安定的利用にも配慮した見直しとなっております。

施行期日は、令和9年4月1日としております。

使用料は前納を原則としており、施行期日前でも改正後の額での徴収を可能とするなど所要の経過措置を講じる必要から、一部公布の日からの施行といたしております。

健康福祉政策課は以上です。

○岩本浩治委員長 次に、議案第79号の説明をお願いします。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

議案第79号、熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容については、6ページの概要で御説明いたします。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

次に、2の条例改正の内容については、従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する営業形態についての施設基準に係る規定を整備するものでございます。

3の施行期日については、食品衛生法施行

規則の一部改正の施行期日と同じ、令和8年4月1日としております。

健康危機管理課は以上でございます。

○岩本浩治委員長 次に、議案第80号の説明をお願いします。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

議案第80号、熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。

条例案の概要について御説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

次に、2の内容ですけれども、今申し上げました法律の一部改正に伴いまして、条例で引用しています規定の条項にずれが生じたため、修正をするものでございます。

なお、3、施行期日につきましては、公布の日としております。

高齢者支援課の説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 次に、議案第81号及び第82号の説明をお願いします。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

9ページをお願いいたします。

議案第81号、熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、10ページの概要で御説明いたしま

す。10ページをお願いします。

1の改正の趣旨ですが、租税特別措置法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

2の内容ですが、租税特別措置法の一部改正に伴い、延滞金に関する文言について規定を整理するものでございます。

3の施行期日は、公布の日からといたします。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第82号、熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、12ページの概要で御説明いたします。

1の改正の趣旨でございますが、現在、大学入学後に手続を進め、6月から修学資金の貸与をしておりましたが、実際4月から対応が可能となるように、本修学資金の貸与を早期に行うために関係規定を整備するものでございます。

2の内容についてですが、1点目は、修学資金の貸与を受ける者の選定要件として、現在は大学の医学を履修する者とされていますが、大学の医学を履修する課程に入学を予定する者を追加するものでございます。

2点目は、関係法の一部改正による規定の整理でございます。

3の施行期日は、公布の日からといたします。

医療政策課からの説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 次に、議案第83号の説明をお願いします。

○黒瀬国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料13ページをお願いいたします。

議案第83号、熊本県国民健康保険法施行条

例の一部を改正する条例の制定についてです。

内容につきましては、15ページの概要にて御説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨についてですが、補足して御説明させていただきます。

令和8年度から子育て世帯を支える新しい分かち合い連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が始まります。この子ども・子育て支援金は、社保や共済、国保、後期高齢者医療など、医療保険に加入されている全ての方々に医療保険の保険料と合わせて納付していただくものとなっております。

国民健康保険では、被保険者から市町村が徴収し、県がそれを集め、国に納付することとされています。

今回の条例改正は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するものです。

次に、2の改正の内容についてです。

先ほど申し上げましたように、県では、市町村から子ども・子育て支援金を集めて国に納付することになります。そのため、この市町村から徴収する子ども・子育て支援納付金の算定のために必要となる子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準などについて定めることとしております。

また、併せて、その他規定の整理を行うこととしております。

3の施行期日につきましては、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正政令の施行期日でございます令和8年4月1日としております。

国保・高齢者医療課は以上です。

○岩本浩治委員長 最後に、議案第97号の説明をお願いします。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

16ページをお願いいたします。

議案第97号、権利の放棄についてでございます。

説明は、右側の17ページの概要を用いてさせていただきます。

内容欄1、放棄する権利ですが、母子福祉資金貸付金債権1件で、未償還元金16万2,025円と利子5,449円を放棄するものです。

2の権利の放棄を行う理由でございますが、貸付けの相手方の破産により、今後回収の見込みがないためでございます。

子ども家庭福祉課からの説明は以上です。

○岩本浩治委員長 続きまして、病院局の審査に移ります。

まず、病院事業管理者職務代理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

初めに、鉾本病院事業管理者職務代理者、よろしくお願いします。

○鉾本病院事業管理者職務代理者 病院局でございます。

議案の説明に先立ちまして、県立こころの医療センターの運営状況につきまして御報告申し上げます。

まず、経営面につきまして、入院患者数は昨年度並みでございますが、外来患者数については、対前年度約104%、特に新規患者数については、対前年度約166%と増加しており、今年度の医業収益は、前年度を上回る見込みとなっております。

また、従来から行っております児童・思春期患者の受入れに加え、今年度新たに設置した産後うつ外来において、精神的ケアが必要な妊産婦への支援を行うなど、政策的、先導的精神科医療にも積極的に取り組んでいるところです。

今後も、県内精神科医療のセーフティーネットとしての機能を維持、充実させるため、

熊本大学や県内精神科病院などと連携して、医師の確保を図りながら、健全で安定的な病院経営に努めてまいります。

それでは、今定例会に提案しております議案第66号、令和8年度熊本県病院事業会計予算について御説明いたします。

当センターの管理運営に要する経費として収益的収支で17億300万円余、また、設備の更新等に係る経費として資本的収支で4億500万円余、合わせまして、支出総額21億900万円余を計上しております。

詳細につきましては、総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願います。

○岩本浩治委員長 引き続き担当課長から議案第66号の説明をお願いします。

○米田総務経営課長 総務経営課でございます。

令和8年度当初予算関係説明資料93ページをお願いいたします。

収益的支出についてですが、右側説明欄をお願いいたします。

1、医業費用16億9,300万円余ですが、この内訳としまして、(1)給与費につきましては、健康福祉政策課で説明がありましたとおり、現時点で見込まれます職員数や給与額として、職員及び会計年度任用職員125名の給与費等を計上しております。

(2)材料費では、薬品費等、(3)経費では、清掃、警備などの業務委託費、また、光熱水費等の所要見込額を計上しております。

2の医業外費用900万円余につきましては、企業債借入れの利息分を計上しております。

次に、94ページをお願いいたします。

資本的支出についてでございますが、右側説明欄をお願いいたします。

1の建設改良費4,700万円余ですが、これ

は、施設整備に係る給排水施設整備の工事費用や給食で使います電気回転釜等でございます。

2の企業債償還金3億5,300万円余でございますが、これは、企業債借入れの元金分の償還金でございます。

病院局の説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いをしたいと思います。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしていただきます。

それでは、質疑はございませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 部長の最初の説明の中にありました、人生100年時代の充実に向けた医療・介護・福祉のサービスの提供の確保という流れの中で、僻地の医療提供体制の確保について話がありました。現況は、当然人口減少に伴い、僻地においても医療の資源が今減ってきているというのが現状だろうというふうに思っております。

そういうふうな中で、僻地に対する医療、介護の提供に関して、当然これはデジタル化をやったり、あるいはオンライン診療やったり、その中で、そういうような形でものができてくるし、また、併せて、地域包括ケアをどういう形でここで作っていくかという問題も出てくるかというふうに考えております。

そういうふうな中で、今具体的に、この僻地医療の提供体制、当然国保に関しては診療報酬の見直しが今行われて、少し辞めていく医療機関が減ってくるのかなというふうには思っておりますけれども、高齢者が医療とし

て従事している方が当然僻地の場合は多いわけで、新しい方がそっちへ行って診療しようと思っても経営的に成り立たないので、恐らくそれはなかなかこれから難しいと思いますので、そういうふうな中において、僻地の医療をどうやって守っていくか、介護をどうやって守っていくかというのは、恐らくこれから大きな課題になってくると思います。

その中でこのデジタル化であったり、様々な施策であろうというふうに考えておりますので、具体的にどのような形で、ここ僻地の医療、介護、福祉の体制をきちっと今までと同様に維持していくかだけ、ちょっと教えていただければと思います。

○神西医療政策課長 まず、医療の部分でお話をさせていただきます。

僻地医療の提供体制については、これまでも、まず医師派遣ということで、県が関与する医師派遣制度、自治医の派遣ですとか、今日も条例に出させていただきました熊大の地域枠の派遣、それから地域医療ネットワーク事業、寄附講座、これは今年度から補助金にしたんですが、その派遣事業として県が関与する部分で今、今年度81名を医師派遣ということで、僻地のほうに派遣をさせていただいております。

ただ、なかなかその医師を派遣するだけではちょっと厳しいと。実際巡回診療とかいっても、患者さんがなかなか少ないというか、そういう部分もございまして、できるだけ、そういう中では、やはり効率的に医師が回らないといけないというところございまして、そういうときに小国公立病院とかは、医療Ma a Sという形で、車に医療器機を積んで看護師が乗って行って公民館に行って、そこで、患者さんは来ていただいて、慢性の疾患の方に関してはそういう医療Ma a Sと。医師はもう診療所あるいは病院にいたままで、そういった形でちょっと効率を上げる

と、医師が少ない部分をそういうデジタル化で補完していくという形で進めてきております。

今回の診療報酬改定でも、若干でありますか、オンライン診療の部分を推進といいますか、進んでくるところございますので、基本は対面診療が原則でございますが、やっぱり僻地診療に関しては、そういった部分も合わせながら、県の関与する医師派遣、それから、オンラインで効率化をして、できるだけ診療を充実させていくというか、その合わせ技で実際進めていくのが現実的な対応ではあるかなというふうに考えております。

医療政策課は以上でございます。

○藤川隆夫委員 あと、介護の話を。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

介護の部分について、私のほうから少し説明をさせていただきます。

まず、入所系での支援という部分に関しましては、現在の計画が来年度までで、来年度、次の計画を策定することになりますので、そこは、市町村の皆様方のほうからも、介護ニーズについて丁寧にお伺いをしながら必要な入所定員というものを決めて、その中で支援をしていくということを考えているところです。

また、在宅の介護につきましては、先日の先議のほうで予算をお認めいただいた部分でいきますと、例えば、訪問介護に対する支援策というのは今年度から継続してやるようにしておりますし、また、中山間地域等、いわゆる訪問介護の提供が厳しい地域におきましては、柔軟な人員配置が可能となるサテライトの設置に向けて支援を行うなど、丁寧な支援を継続していきたいというふうに考えているところです。

高齢者支援課は以上でございます。

○藤川隆夫委員 今、医療と介護のお話を聞かせていただきましたけれども、どちらにしろ、この僻地において医療資源、介護資源というのは細っていく部分があるので、それをどうやって効率的にやりながら、地域に住んでいらっしゃる方に安心を与えられるかというのが、恐らく大きな課題になってくるというふうに思っておりますので、今言った形でデジタルの部分は使うのは使いながら、ただ、最終的にやっぱり、あくまでも相手が人なので、やっぱり対面で話をしなきゃいけない部分も多々出てくるというふうに思っておりますので、そのような中で、地域包括ケアというのをやっぱり作っていかなくちゃいけないと思いますので、そこでうまく連携が取れるような形をつくらないと、恐らく回っていかないのかなというふうに思っておりますので、なかなか難しい課題だと思いますけれども、ぜひこれからも一生懸命取り組んでいただければと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○岩本浩治委員長 その他。

○亀田英雄委員 こどもまんなか政策について伺います。

この件については一般質問で扱ったんですけれども、まだというか、少し消化不良でございましたので、あえて質問させていただきたいというふうに思います。

多分37ページになるかと思います。一般質問の中で事業の説明はいただいたんですけれども、目的とか取組の具体的な内容とか非常に分かりにくかったんですよ。もう少し具体的に、どのような取組を今年度やりたいのかということも説明願いたい。

と、含めて、その中で、一般質問の中で、目指す方向性が見えてきたということをおつ

しゃられました。で、その目指す方向性は見えてきたとただけけれども、その目指す方向性とは何なのかという説明はなかったものですから、その辺りについてももう少し具体的に、せっかく知事肝煎りの政策だという位置づけでありますので、力を込めて話をしていただけばなというふうに思ったものですから、あえて質問させていただきたいと思います。

○緒方子ども未来課長 子ども未来課でございます。

御質問いただきました、こどもまんなかの取組につきましては、昨年度計画を策定しまして、今年度が初年度ということで取組を始めたところでございます。

取組としましては、全庁的な取組になるということもありまして、結構幅広い取組があるという中ではございますが、今年度取組を始めるに当たりまして、どういったところに力点を置いて取り組むかということで、一番最初の子ども・子育て会議ですとか、そういった中で、5つの視点で取り組むということで整理をさせていただきました。

その中で、1つは、保育、教育の現場での人材確保というのは以前から取組が必要だということもありますので、そういった中で、SNSを活用した保育の魅力の発信ですとか、潜在保育士さんの中からどうにか保育士を確保できないかということで、そういったデータベースを整理できないかということで、数で申しますと、熊本県内で保育士の資格をお持ちの方が大体3万人ぐらいいらっしゃいます。実際今現場で働いている方が半分、潜在保育士さんが大体半分ということで、その中からどうにかこう復職で来ていただけるような取組ができないかということで、就職支援アドバイザーを社協さんに置いて、就職のあっせんをすとかというふうな取組をやってきたところでございます。

それと、併せて、もう一つ、保育の質をどう上げていくかということについてもとても重要な取組ということになってきますので、県内の3園で巡回支援という形で、それぞれの保育園の中で、どういった取組をしているかというのを相互に学び合うような取組を始めたところでございます。そういったところを好事例として今後横展開できないかなということで、幼児教育、保育の分野では、そういった取組を今始めているところでございます。

それから、子育て、共働きの世帯が当然増えてきていますので、親が帰ってくるまで子供が安心して居る場所が必要ということになりますので、1つは、放課後児童クラブについてどういった取組ができるかということを検討するというところで取組を始めたところで、これについては、県に特にこれという答えが今明確にあるわけではないものですから、市町村ですとか、実際にその放課後児童クラブに出向いて話を聞いてみて、そこについても、量の確保と併せて、やっぱり質を上げていくということがとても大事だというふうに思っています。そういった中から、今年度、嘉島西小学校の放課後児童クラブで、とてもいい取組をされているというところがありましたので、県では恐らく初めてですね。放課後児童クラブの支援員さんを集めての研修会を開催して、その中でワークショップ等を開催しながら、実際現場での困り事ですとか、今後の取組の方向性あたりについてお話を聞いたりとかいう活動を今年度やりました。

あわせて、もう一つは、病児・病後児保育についても、子育てをしていく上でのセーフティーネットとしては非常に大事な取組ということになりますので、そういったところも、実際、病児・病後児をされている施設に出向いて御意見を伺ったんですけれども、やっぱりなかなか国の制度自体が少しやっぱり

難しいところがありまして、そういった、どちらかという、ソフト面としてのその運営をどうするかというよりは、経営をどうするかということも非常に難しい課題があるんだなということも理解できましたので、そこについては、国とも少し協議しながら、国に伝えながら対応していく必要があるのかなというふうなところを感じたところでございます。

それから、もう一つ、中小企業の中で働きやすい環境をつくるということが当然ながら共働き世帯が多い中で、子供を育てやすい環境ができていくというふうに考えていますので、そういったところも踏まえて、よかボス企業を熊本ではやっておりますが、そういった普及啓発をしながら、そういった中小企業の働きやすい職場環境ができていくというふうなところに力を入れていきたいなというふうに思っています。

それから、もう一つ、今後の人生観といいますか、そういったことも踏まえて、結婚から妊娠、出産、子育てというところを考えたときに、若い世代からそういったことを考えるというのは非常に大事だというふうなことを、高校生とか大学生、なかなかそういう機会がないという話もあったもんですから、新規事業で、ライフデザインの支援をするというふうな事業を立ち上げて、来年度から実施するというふうなところを今掲げさせていただいているところでございます。

もう一つ、全庁的にやっていくということも大事ですので、こどもまんなかの推進本部を設置してやっていますので、来週、最終の第3回を開催いたしますけれども、そういった中で検討しているという状況でございまして、方向性が見えてきたというのは、今申し上げたようなところで、どこに力点を置いてやっていくかというのがある程度焦点絞られてきたというところが1つあるということと、もう一つ、計画をつくることから、それ

から、今年度もそうなんですけれども、できるだけ現場に出向いて話を聞きながら施策を検討していくということで、そういった取組は来年度以降も継続しながら、現場でどんなお困り事があって、どういうふうに取り組んでいくといいのかというふうなところを考えてやってみたいということで、取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○亀田英雄委員 御説明ありがとうございます。

一般質問の答弁の内容と全然丁寧さが違って、このような話を一般質問の中でしてもらえばみんなに分かる話になったのに、非常に残念でした。もう少し全庁挙げて取り組むとおっしゃるのならば、今のような話を丁寧にみんなで分かって、みんなで取り組むぞというような方向性をきちんと示すことが大事だと。

なかなか難しい仕事だということは分かります。だけど、そこには丁寧に説明を重ねないと分かりにくい話じゃないですか。方向性が見えてまいりましたで終わってしまえば、あ、そら何ですかて、あえて聞かなければならなくなる。そのようなやり方ではこの事業は進みませんよということで、あえて苦言を申し上げたいという部分はそこだったんです。

分かりにくいですもん、説明が。もう少し丁寧な説明をしていただきたいと、しっかりこの事業を進めていただきたいというふうに思います。

それと、あと、全庁的な取組という話なんですけれども、結局、既存の事業の羅列で、子ども未来課が交通整理するような事業ではつまらぬと思います。

子ども未来課のほうの役割という部分は、どのようなこの事業の位置づけにあるのかに

ついて、ちょっとお聞かせください。

○緒方子ども未来課長 子ども未来課でございます。

先ほど全庁的な推進体制ということで、推進本部を設置して運用していますというふうに申し上げましたけれども、その下に幹事会を作っておりまして、全庁的に関わる課長クラスでつくる幹事会を設置しまして、推進本部の前、もしくは推進本部がないときも含めて、課長クラスで意見交換もしながら、事業としてどう組み立ててもらおうかということも含めて検討してもらっているところでございます。

来週、また推進本部を開催の予定ですということをお願いしたけれども、その中でも、令和8年度の新規事業として、どんな取組をしてもらえるのかというふうなところも含めて事業のたま出しをやっていきまして、昨年の9月、10月の段階で一度やって、新年度のR8年度に向けての新規事業について検討してもらいたいというふうな話の中から、どんなことが検討してもらえるのかといったところも全庁的に事業を出していただいて取組を進めてきまして、計画の具体施策編というのを毎年改定するというようにしてまして、その中で、今年度の新規事業とかそういったことも含めて、来週の推進本部の中で各部から報告をしてもらうようにしていますけれども、そういった中で、子ども未来課が幹事を担っていますので、全庁的に取組をまとめながら、なおかつ、新たな取組も含めて実施してもらいたいということで、旗振り役を実施しているというふうなところでございます。

○亀田英雄委員 熊本県で初めての取組ということ、現場で取り組むという紹介もありましたので、そのようなことも大事にしながら、難しい事業だと思いますけれども、説明

を丁寧に重ねながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○亀田英雄委員 はい。

○岩下栄一委員 健康危機管理課ですかね。人間の体は、食べるものでできていると言われて、食品衛生の問題ですけども、私は、戦後、食糧難の時代の世代で、何せ、朝から晩まで何かを食べているという状態で、今日もそうですけれども、よく家族から叱られます。

そういう中で、食品衛生に関して非常に興味を持っているんですけども、食品衛生法の中のだけでなく、何年か前にできた食品安全基本法という法律がありますけれども、その2つの法の境界線ってのは何かあるんですか、食品衛生法と食品安全基本法。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

その辺りの資料が手元にございませんで、もうちょっと調べた後に改めて御説明ということでもよろしいでしょうか。

○岩下栄一委員 構いません。

○岩本浩治委員長 岩下委員、よろしゅうございますか。

○岩下栄一委員 いいです。

○岩本浩治委員長 なら、後ほどお願いしときます。

その他、質問ありませんでしょうか。

○岩田智子委員 2ページ、民生・児童委員の経費、今年度もきちんとされていますけれども、うちの校区でもなかなか成り手が見つからずに、やっとこの前、引き受けることにしたっておっしゃっている方がいらっちゃって、県、全体的に民生・児童委員の充足というのはきちんとされているのかというのをちょっと1つお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

民生委員の確保状況についてということでお尋ねいただきましたので、御説明させていただきますが、やはり100%には至っておりません。現在、定数が2,800ぐらいあるんですが、そのうちの現員数、充足状況としては93.4%という状況にあります。ただ、これは一斉改選の直後の数字でありまして、その後、徐々に充足はしていくんですが、それでもやはり95～96%とか、そのくらいまでしかちょっと到達しないような状況はあります。

傾向としては、やはり都市部で確保が難しいというのが、やはりなかなかお仕事を抱えていらっちゃって従事できないというところが見受けられますし、また、地方部におきましても、今、人員自体がいらっしゃらないというところが地区ごとにありまして、そういったので、ちょっと充足がなかなか難しいというのもあります。

ただ、全国的に見てみましても、その状況は変わらないんですが、その中でも熊本県の充足状況というのは、かなり高いほうにはあります。やはり地域福祉に御理解がある方々が多いのかなというふうな印象はあります。

中には、手当の話とか活動費の話もなさる方も中にはいらっしゃいます。そういったときには、こちらとしても、国のほうにも要望は上げさせていただいておりますので、次の見直しも情報としてはあっておりますので、そういった手当あるいは活動費の増額辺りも、

少しずつではありますが、見えてきているところでもあります。

あと、なかなか地方のほうでも、民生委員さん自体の確保が難しいので、まあ、別のやり方ということで工夫されているところもありまして、例えば、これは全国的にも割と有名なんですけれども、天草辺りでは、子供民生委員ということで、地域の子供さんに…（発言する者あり）はい。一緒に民生委員活動の一端を担っていただいて、その活動の理解と、あとは、その子供さん活動されることで、今度親御さんがやはり地域に関心を持っていたりとか、どんな活動しているかなということで様子を見ていただいたりとか、そういう取組もあっているところでもあります。

好事例を少しずつ重ねていただきながら、それをまたほかの地域にも展開していくというところも進めていきたいというふうに考えているところです。

ちなみに、改選時の平均年齢がちょっとありまして、平均年齢が69歳、約70歳ですね。最高齢の方は88歳ということで、もうかなり体にむち打って動いていただいているというところもあります。ただ、最年少も41歳ということで、若い方の参入も、少しではあります。出でておりますので、さらに、いろいろな階層に向けての呼びかけはしていきたいというふうに考えております。

健康福祉政策課からは以上です。

○岩田智子委員 詳しく教えていただいてありがとうございます。

うちの校区の民生委員さん、児童委員さんも、本当に毎日のようにいろんなところに出かけていって、様子はどうかというようなことを熱心にされているので、いろいろ、国もちょっと手当とかも考えていらっしゃることなので、そのことも町内にもお知らせしたいと思いますし、やっぱり民生、そういう

方が地域にいらっしゃって相談事ができるというの、とっても安心して暮らせるという第一歩だと思うので、私も皆さんにそのことをお知らせしたいと思っています。

それで、続けていいですかね。

その相談ということで、各課、ここの健康福祉部は、相談業務ってのすごいやっぱり大事にされてますよね。今回の予算でも、例えば、子ども家庭福祉課だったり、社会福祉課だったり、障がい者福祉課もそうですけれども、いろんな、子ども未来課もありますよね、結婚とかの相談とか。そういう相談を受ける職員というか、その辺の充実とかその質の担保というのは、どんなふうにされているのか、ちょっと教えていただきたいなと思っています。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課です。

総論的な話になりますが、健康福祉政策課のほうでも、人材確保、育成ということで、そういった相談員のスキルアップのための研修あたりをやらせていただいておりますので、ほかの各課の相談事業につきましても、やはり専門性を維持、向上させるための研修というのは継続的にやらせていただいているところであります。

以上です。

○岩田智子委員 やっぱり相談業務というのは、経験とかそういうのもすごく重要だと思うので、やっぱりすぐ替わっちゃうとか、2年とかで辞めちゃうとかそんなじゃなくって、やっぱりしっかり事例を知って、こんなふうにしたほうがいいというようなことを、質の向上ですよ、それはすごく大事だと思うので、その辺をこれからも、来年度、しっかり見ていってほしいなと思います。

○内野幸喜委員 新規事業なんですけど、79ペ

ージ、地域みんなで支える子供の歯の健康づくり事業ということで、ちょっとここをもう少し詳しく教えていただければなと、まず思っています。

○堤健康づくり推進課長 御質問ありがとうございます。

今回の事業につきましては、御承知のとおり、教育現場での負担感についての御意見もございましたし、また、国のほうでも教員等の働き方改革の徹底等ございましたので、現状として、小中学校で行われているフッ化物洗口のやり方というのが、現状の形で持続できるのかどうかという懸念がございまして、それをどのように見直したらよいかということを一市町村ともいろいろ御相談をして、今回、事業の組立て直しをして提案をさせていただいているものになります。

具体的には、まず皆さんに、現場の方にいろいろお話を聞かせていただく上で、いろんなやり方がそれぞれ違うので、一概にこのやり方ということでもないんですが、ただ、共通して皆さん御負担に感じていらっしゃるものが、1つは、薬品の安全管理というところに負担を感じていらっしゃる。あるいは濃度管理とかですね、作る際の濃度、基本的に今粉を混ぜる形でやっておりますので、その濃度管理であつたり異物が混入するかどうかで気を遣うとか、そういったことを御負担に感じていらっしゃる。あるいは、粉を溶かして作ったものを各クラスに持っていくために分注して、それを持って行って、またそれを洗うというふうな手間があるというふうなことは、共通してどこの学校でも生じているということを伺いましたので、それに対する課題解決の打ち手の一つとして今回提案しておりますのが、その溶液タイプ、溶かさずに最初からもう溶液の状態で用意されているものを使うというふうなことを今回考えています。

これをやりますと、そういった溶液の管

理、顆粒の状態だと劇薬という扱いになるんですけれども、溶液のタイプになりますと、もう一般の薬品と同じ扱いができるようになりますので、その辺の管理についても負担が減るということと、あと、濃度の問題であったりとか、異物混入というふうなリスクも減らすことができるということがございますので、この溶液タイプの活用をできるように補助制度の拡充をしたということが1つ、それと、あともう一つは、こういうふうなその濃度管理、安全管理というのは、どうしてもその現場の先生方、例えば、教頭先生だったりとかそういった方々が立ち会ってチェックをしたりとかというふうなことをやっていらっしゃる場所が多かったんですけれども、そういったことが、この溶液タイプを使うことで不要になっていきますので、そうすると、例えば地域のボランティアだったりとか、シルバー人材センターの方にもお手伝いしやすくなるような環境整備が進みますので、併せて、そういった方々、有償ボランティアとか、あるいはシルバー人材センターの方とか、そういったサポートに入っていただくための経費というのも今回補助対象として組み込んでおります。

こういった大きくその薬品の利用に関する転換、それから、地域の人材に参画していただくような環境整備というのを補助対象として拡充すること、あるいは、今後我々も実際に伴走支援をしていかなきゃいけないと思っていますけれども、そういった市町村への支援というのはセットでやっていくような事業として、今回新たに組み立てた内容になります。

健康づくり推進課は以上でございます。

○内野幸喜委員 昨年、教育委員会のほうで、フッ化物洗口について、確かに今課長がおっしゃったように負担感が大きいということで、一旦、削除はされましたけれども、教

育委員会のほうから上がってきた資料の中に出てたんですね、当初。やっぱり教育現場のほうでは、確かにその安全管理といった部分等のやっぱり負担感あったと思います。

ただ、この事業というのは、効果がやっぱり出ているんですよ。だから、効果が出ている事業なので、やっぱりこれを持続させていくってのが大事だと思っています。

特に熊本の場合は、虫歯罹患率というのが高い傾向にあって、これは、学校現場だけではなくて家庭でも実は大事で、1歳半児健診とかでも、全国でもやっぱり罹患率高いんですよ、熊本というのは。

歯科医師会の方々に聞いたら、乳歯の段階で虫歯があったと。これ生え替わったときにもうそこから始めればいいのかということではなくて、その虫歯菌というのが、乳歯の段階であれば、そのまま生え替わったとしても虫歯になりやすいって話も聞きました。だから、学校現場もそうだけれども、やっぱり家庭でも大事と。

ただ、全体でできるってのはやっぱり学校現場とか保育園とか幼稚園とかって、そういったところがやっぱりやりやすいわけですね。だから、家庭でやってくれと言ってもそれはなかなか難しい面もあるので、だから、いかにやっぱりこの学校現場の中でも持続させていくかということが大事なので、負担感を減少しつつ、いかに持続できるかってこと大事なので、この事業ってのは私はいいいことだというふうに思っています。

ただ、溶液タイプにすることによって、また、私はよく分からないですけれども、その学年によっては、その量の配分とかというのがどうなのかとか、いろんなそういう話もひょっとしたら出てくるかもしれないですけれども、いろいろ現場から話を聞きながら持続させる、これが大事だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

引き続き、これも新規事業ですね。子ども未来課の新規事業で、37ページ、ライフデザイン推進事業ということで2,600万計上されていますが、これもちっとどんな事業なのかということを、まずは詳しく教えていただければと思います。

○緒方子ども未来課長 ライフデザイン推進事業でございますが、これまで当課としまして、こども未来創造会議とか、県庁の若手職員で作っていますこどもまんか熊本応援団という、職員とかにもいろいろ話を聞いている中で、先ほども少し申し上げましたが、なかなかそういった考える機会がないとかいう高校生ですとか、大学生ですとか、プレコンセプションケアのような知識も含めて、そういったことを教わる機会がやっぱりなかなかないというふうな話がありまして、結婚をしてくださいということでは当然なくて、子供を持ってくださいということでは当然なくて、そういうところは本人の自由意思に基づく選択であり、決断だということを前提とするということは当然なんですけれども、その中で、自分の人生をどう考えて、今後自分でどう選択していくかというふうなところをつくる機会が必要なんじゃないかということで、そういった意見もあったもんですから、高校の先生ですとか、大学の先生辺りにも、そういったことってどう思われますかというふうな御意見を聞く中で、そういったことがあれば非常にやっぱりありがたいというようなお話もあったということで、事業を組み立てようということをやっています。

ただ、家庭科の授業とかでもそういったことは実際やっているんですけれども、なかなか時間数が少なく、記憶に残りにくいみたいなのところもあるもんですから、どう効果的にやるかということも検討した上で、ゲーミフィケーションといいますか、ゲームを活用する中で楽しくできて、ただ、最終的には深

いところまで行き着いているというふうな状態をつくりたいなということで、そういったものを少し使用できるツールみたいなものを作りながら、何人かで一緒にやる中で対話をして、なるほどこういう考え方もあるのかとかいうそういった気づきを得るような機会になればいいなということで、今後、業者のほうに委託をしながらつくっていくようなことを考えているという事業になります。

○内野幸喜委員 対象はどんな形になる、それとも、例えば、さっきの健康づくり推進課じゃないですけども、学校という現場でやるのかとか、例えば、こういう講習会、研修会やりますよと、参加したい人は応募してくださいとか、例えば、どういう形でそういうことをやるのかという……。

○緒方子ども未来課長 やり方としましては、今、委員言われたような両方あるのはあるんだと思っています。ただ、効果的なところを考えると、やっぱり学校教育の中でそういった機会を、家庭科の副教材的な使い方の中で探求の時間なのかというふうなところも、今ちょっと高校のほうとかにも出向いて話をさせていただいてまして、それぞれやっぱり学校でも特色がありますので、どこでやれるかというのは、それぞれの学校に合わせたやり方になるかなというふうに思っていますけれども、できれば、そういった学校の中で、教育の中で取り組んでいただきたいということを、教育委員会のほうにも今話をしまして、ぜひ来年度一緒にそういった機会を考えていただきたいということで考えてほしい、まずは高校生と大学生辺りから始めてみて、中学生とかがそれが合うのかどうかというのはちょっとまだ検討の余地があるなというふうに思っていますが、あとは、社会人の入社して2～3年目の若い社員さんとか、そういったところも対象にはなり得るかなと思

っていますので、そういった形で進めていながら、やりながら考えるというところが少しあるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 私も、広くこういう機会を与えるというのは、やっぱり学校現場だと思うんですね。さっきと、御質問もそうなんですけれども、教育委員会のほうと連携、そして教育委員会の理解をいただくことがやっぱり大事だと思いますので、この事業についても、そこを徹底していただければなというふうに思います。

それと、もう一点だけいいですか。

これは、ちょっと以前もひょっとしたら聞いたのかなと思うんですが、子ども家庭福祉課ですかね。48ページなんですけど、この予算のことじゃなくて、今、母子父子寡婦と言うんですね、昔は、母子寡婦と言ってたんですけども、母子父子寡婦と今言っています。

このところで、目名、ここは、まだ母子福祉費となっているんです。この辺ってのはどうなんです、変えられないというのか、よく分からないですけども、これは教えてもらうとありがたいなと思います。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

すみません、この目名の母子福祉費でございますけれども、確かに支援の対象といたしまして、母子だけではなくて、独り親ということで、父子も当然入ってまいりますし、少し目名と実際やっている中身が一致しているのかってのは少し、委員御指摘のとおりではございますけれども、積極的にちょっと昨今検討しておりませんでしたので、このままというふうな形にしておるところでございます。

以上でございます。

○内野幸喜委員 じゃあ変えられる可能性もあるということですね、目名は。

○中村子ども家庭福祉課長 すみません、これまでの比較ですとか財政当局とかの管理のところもあろうかと思っておりますので、ちょっと確認をやっていきたいと思います。現時点でちょっと御即答ができません。申し訳ございません。

○岩下栄一委員 先ほどの岩田先生から大変ありがたい発言をいただきましたけれども、私、地域で自治会長、30年以上やってて、ここで一番苦労するのが民生・児童委員の選任なんですね。いろんな奥さん方に声をかけて、民生・児童委員ばしてもらえんですかと言うて、もう何十回やったか分かりません。

自治会長が推薦して、各種団体の長を集めて推進委員会で選考するわけですけども、最初の役割は、自治会長なんてもう本当に苦労しますね、民生・児童委員の選任で。手前どもの町内も、やっとこさ任命できたり任命できなかったりするんですけども、やっぱり一番のネックは手当だと思います。今仕事非常に多岐化して、また、物価高で、主婦は、生活に困窮、困窮とまではいかないけれども、苦労している方も多くて、自分がぎゃん苦労しょって何で民生・児童委員までせなんだかという感じがあるもんだから、引き受けてくださることはとてもいい人ばかりで、ありがたいんですが、ついうちの校区の民生委員協議会の会長は病気で倒れました。やっぱり会長は会長だけに、民生委員の人たちから上がってくる意見に対応しているうちに体を壊されたんだと思いますけれども、そういうようなことで、やっぱり手当の問題が第一ですね、と思います。

だから、岩田先生の校区でも大変苦労されているんじゃないかと思いますよ。その点、待遇の改善をよろしく願いしておきます。

いいです、もう。

○入田健康福祉政策課長 今いただいた御意見も踏まえて、今後、国等への働きかけもしっかり行っていきたいと思っております。

以上です。

○岩本浩治委員長 岩下委員、よろしゅうございますか。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

○岩本浩治委員長 その他、質疑はありませんか。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

先ほど岩下委員から御質問ありました食品安全基本法と食品衛生法との違いでございます。

こちら、食品安全基本法のほうについては、食品の安全確保の土台となる指針的なものでございまして、一方で、食品衛生法のほうは、違反時の罰則を含む具体的な監視とか指導とかそういった枠組みを定めたものでございます。

なお、食品安全基本法につきましては、まず、国民の健康の保護が最も重要という基本理念を定めまして、国、地方公共団体、食品関連事業者の責務や、一方で、消費者の役割なども明らかにした上で基本的な方針、方向性を定めております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

ついでにお伺いしますが、食品添加物の問題はどうかでしょうか。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

添加物につきましても、食品衛生法の中で指導等をしております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 結構でございます。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

ほかに。

○立山大二郎委員 すみません、手短に。

37ページ、それこそ内野委員も質問されたライフデザイン推進事業についてなんですけれども、私も本当に大事な話と思いまして、そのプレコンセプションケアの話も前回の委員会でも出ていましたけれども、先日、ちょっと大学生のインターンの子たち10人ぐらいと話をしていて、プライバシーも配慮するし、あと、答えたくなかったら答えなくていいという前提で、子供が欲しいとか結婚したいとかそういう質問したんですけれども、大体10人ぐらいいらっしゃるんですけど、子供が欲しいと言った子は1人だけ、あとは積極的に欲しくないという子も多かったんですね。かつ、結婚も全く考えてないという子が半数以上ということで、県立大とか学園大とかの子たちだったんですけれども、そういう状況なんだなと。

じゃあ何でそう思うのと聞いてみたら、いや、実はこう言われたからこういうふうに答えたけれども、特に積極的に考えたことはないと皆さんおっしゃるんですね。だから、考えたことはないんですけども、何となく世の風潮というんですかね。何か子供はいないほうが自由だろうとか、結婚しないほうがいいだろうみたいところで、何か雰囲気ですうなっているようなことを改めて自分たちも実感したって話をされてたんですよ。

ということで、やっぱりこのライフデザイン推進事業というのはとても大事なことになる

ってくるんじゃないかと。やっぱり学校現場とかで、しっかりとそれを考える機会をつくっていくというのを積極的に大人のほうから提供するってのはとても大事なかなと思います。

ですので、そのゲーミフィケーション形式ということでおっしゃってましたけれども、ほかの発信とかも含めて、いろいろと取り組んでいただければとても大事になってくるかなと思いましたので、これは要望というところで、しっかり推進してください。

以上です。

○岩本浩治委員長 要望でよろしゅうございますか。

○立山大二郎委員 はい。

○岩本浩治委員長 じゃあ子ども未来課長、よろしくお願いします。

○藤川隆夫委員 52ページの新しい事業の熊本県CPT形成支援事業というやつに関してちょっとお尋ねなんです。

これは、児童虐待の対応のための組織をつくるという話なんだけれども、まず、このCPTっての私ちょっと勉強不足で分かんないのが1つと、もともと児童に関わる部分においては、様々な職種に対応して、法律である程度、虐待を見た場合には届出の義務等がもう既にできているというふうに思うんですけれども、その中でこの組織ってのは具体的にどのような動きをして、どのような形で対応していくのか、ちょっと教えてもらえればと思います。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

すみません、CPTにつきましては、チャイルドプロテクションチームの略で、CPT

という形で表現させていただいております。

対応でございますけれども、今年度までの事業で、第8次の医療計画の中で、児童虐待の中核的な拠点病院、今、日赤さんをお願いしているんですけれども、そこでいろんな事例を検証してマニュアルを作るという事業を今年度までの事業ということでやっております。

で、今年度までの事業で、マニュアル等できましたので、そのマニュアルを活用して、コアの中核病院としては日赤さんとかを想定しておるんですけれども、二次医療の病院、急性期の病院とかも含めて、勉強会といいますか、そのマニュアルとかの周知と研究とかをやりまして、地域の二次の拠点病院とかにおいても相談がありましたときに、虐待の事例とかに対して、一般の病院さんですとかそういういったところに助言ができるとか、そういういった検証するチームをつくりたいということで、今回予算を計上させていただいております。

○藤川隆夫委員 今ので組織的にはそういう形になると思うんですけれども、具体的には、恐らく医療機関なり、あるいは保育所なり、学校なり、様々なところでそういうような情報を子供たちが発信していると思うので、それを当然拾い上げながらつないでいくという話に恐らくなってくると思うんですけれども、マニュアル化されたってことは、これがある意味、児童虐待に当たるかもしれないよというようなやつを作っているという話でいいんですかね。

○中村子ども家庭福祉課長 専門的な医療機関、日赤さんとかをお願いして今作っておりますので、例えば傷ですとかそういうところで、そういう子供たちの報告を受けたときの病院の対応ですとかそういうところをマニュアル化しつつあるというところでござ

います。

○藤川隆夫委員 分かりました。マニュアル作られたので、できれば基幹病院だけじゃなくて、ある意味、医療機関、あるいは保育であつたり、学校であつたり、様々な子供が関わる部分に関してそういうものをやっぱり周知していくことによって早期の発見につながるし、そのことによって子供を守れることにつながると思いますので、できれば、そういうマニュアルがあるんだったら、そういうふうなことも普及啓発っての、これから一生懸命取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○藤川隆夫委員 いいです。

○岩本浩治委員長 ほかに。

○亀田英雄委員 もう一つお願いします。

数制的なものなんですけれども、32ページの新規事業、一番下に生活保護受給世帯のこどもの進学支援事業ということで説明があったと思いますが、この大学進学等、この数どのくらいあるのか。それと、これは全国的な流れなのか、熊本県独自のものなのか、その辺の状況も併せてお知らせください。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

人数というお話でございましたので、対象が、生活保護受給世帯等の中学3年生、高校3年生ということで、予算上は140人程度を見込んでおるような状況です。

もう一つの御質問に対する答えなんですけど、これは、こども家庭庁の補助金を活用するという形で、その中で、補助単価なんかも

ありまして、例えば、受験料だったら上限5万3,000円とか、あと、模試費用だったら、高3が8,000円、中3、6,000円という形、割と金額ははっきりしておるところで、今県内では熊本市が実施しているような状況でございまして、全国的には、届出で見ると、まだぱらぱらとやっているような状況でございます。

説明は以上です。

○亀田英雄委員 予算が400万ちょっとですね。3万で足りるんですか。3万程度のその根拠といいますか、あるんですかね。

○富安社会福祉課長 一応人数で積算した結果、一応400万って形で足りるような形。あと、内訳ですね、人数的には、やっぱり高3、中3って形で、さっきの140人というのは、昨年秋ぐらいに県内の福祉事務所に調査をかけまして、そこではじいた数字というのをベースに考えているようなところでございます。

一応金額的には、実際ちょっと新規事業なので、どれくらい応募が出てくるか分かりませんが、一般的に公募するというよりは福祉事務所のケースワーカーを通じて促すというような形で、この補助制度を使うぐらい応募してくると非常にありがたいなというふうに思っています。現実的には、進学というものに対する意欲というか、その雰囲気といいますか、なかなか厳しい状況もあります。なかなかこう学習に対する環境というのに課題が多い家庭が多いもんですから、正直これでも達成できるかどうかちょっと頑張らなかなかなと思っているような数値ではございます。

以上です。

○亀田英雄委員 よろしく申し上げます。

○内野幸喜委員 ちょっと関連していいですか。

140人という話をおっしゃいましたけれども、生活保護の場合は、市と町村と分けて考えないといけない部分がありますよね。市は4分の1が負担と、4分の3が国と。町村の場合は、県が負担するわけですね。町村の負担なくて、町村の負担は県が4分の1負担して、4分の3、国と。てことは、この140人というのは、市は入ってないんですかね、熊本市だけじゃなくて、ほかの市は入っていないのか、それとも熊本市を除いた市は入っているのか、そこをちょっと教えてほしい。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

熊本市、市も入れております。まず、県でやる場合は、町村の子供が対象ということで、これも国の補助制度でですね。市が、今回県がやるような同様の事業をすれば、国、県で4分の3の補助ができますので、4分の1の負担割合で同様の制度を実施できるということで、今回予算のほうをお認めいただいたら、早速働きかけというのを、熊本市以外の市に対してやっていこうと思っております。

○内野幸喜委員 入っているってことですね、分かりました。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○内野幸喜委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほかに質疑ありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第46号、48号、61号、66号、第78号から第83号まで及び第97号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

議案第46号外10件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号外10件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が1件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

報告事項の1ページを御覧ください。

第2期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画の改定について。

11月議会におきまして、パブリックコメント前の法案を報告させていただき、委員の皆様からいただいた御指摘を踏まえて、概要の資料及び計画の本文を修正させていただいております。

なお、この1ページの下の方の5、パブ

リックコメント手続の結果で記載してございますが、12月下旬からパブリックコメントを開始しまして、米書きに記載しておりますように、委員会での御指摘も踏まえまして、当事者団体や関係団体にも直接意見照会も行ったところでありましたが、意見はゼロ件ということでございました。

2ページ目のポンチ絵を御覧ください。

この計画案の概要について、修正した箇所について御説明をさせていただきます。

まず、左上の計画の概要でございますが、前回の委員会での御指摘を踏まえまして、この米書きでギャンブル等依存症の定義を加えたほか、その下の2の現状と課題の現状の部分(2)のところで、県内のギャンブル等依存症が疑われる者の状況についてというところで、米書きで推計方法として疑われる者というのはどのように推計しているのかというところを追記しておりまして、これは、本文のほうでも追加させていただいたところであります。

変更点は以上でございますが、委員会でのこの御報告の後、年度内に改定作業を完了させ、公表まで行いたいと考えております。

障がい者支援課は以上でございます。

○岩本浩治委員長 それでは、障がい者支援課長より報告ありました。

以上で執行部の報告が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 ないようでございますので、なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

委員会における取組の成果(案)について報告させていただきます。

ここで私のほうから、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和7年度厚生常任委員会における取組の成果につ

いて、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明します。

常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から、取組が進んでいる主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等につきましては、副委員長及び執行部とで協議し、当委員会としては9項目の取組を上げた案を作成いたしました。

ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により、取組が進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等を続けておられますが、これらの項目を特に具体的に取組が進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして何か御意見等ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 意見なしということでございますので、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、簡易な文言の整理、修正があった場合は、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で本日の議題を終了いたします。

それでは、これをもちまして第9回厚生常任委員会を閉会いたします。

午後0時4分開会

○岩本浩治委員長 なお、今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この1年間、荒川副委員長をはじめ委員各位の御協力をいただきながら、委員会の活動を進めてまいりました。

委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

また、下山健康福祉部長、病院局鍬本病院事業管理者職務代理者をはじめ執行部の皆様におかれましては、多忙を極める中、委員会において、常に丁寧な説明と答弁をいただき、心から厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。

今年1年、大変ありがとうございました。
(拍手)

○荒川知章副委員長 この1年間、岩本委員長はじめ委員の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきまして誠にありがとうございました。

また、執行部の皆さんにおかれましても、真摯にお答えをいただきまして心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

健康、福祉、本当にもう人が生きる上で本当に大事な部分を担っていると思いますけれども、こういうふうに皆さんで、このことに関して、1年間、真剣に議論できたことは、私の今後の勉強にもなりました。

これからも、委員、また、執行部の皆様、健康に留意されまして、熊本県のさらなる発展のために、共に御尽力をしていただければ

と思います。

本当に1年間お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○岩本浩治委員長 それでは、これをもちまして閉会したいと思います。

午後0時6分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長